

平成31年1月15日

会 員 各 位

協 同 組 合 近 畿 整 骨 師 会  
理 事 長 田 村 公 伸  
保 険 部 長 川 本 大 作

## 保 険 部 連 絡

拝啓 平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

さて各保険者において「部位転がし」の重点審査が行われています。

医科の転帰において中止とは、治療行為そのもの自体が不必要な場合(例：延命治療など)を指し、単に患者の来院がなくなった等の理由で中止にはしません。

柔道整復師が行う施術も医療であるという観点から鑑みて安易な中止の転帰は行わないように継続での転帰記載をおこなってください。

つきましては以下の 転帰においての「中止」の取扱いについて を熟読したうえで適正な支給申請書作成を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬具

### 転帰における「中止」の取扱いについて

「中止」については我々の概念上、患者の意思で施術に来なくなったため「中止」ですが、柔整師の意思で施術を中断＝「中止」＝部位転がしの疑義と保険者は判断します。

保険者の解釈では、医療としては、負傷が完全回復無きまま患者が中断しても、月初めであれ、何であれ「継続」であります。これを「中止」とする事で作為的申請書と見られます。

従来の転帰の「中止」の概念をリセットする必要があり、それにより「部位転がし疑義」が減少すると考えます。

治癒	負傷が治った場合
中止	「患者が来なくなったので」との理由で転帰の記載として中止にはしないように。そのような場合は全て継続としてください。
転医	保険医療機関に引き継いだ場合
継続	施術が継続中の場合「1ヶ月以上施術ない場合は同一負傷であっても初検料・初検時相談支援料は算定可」

**注意として前月末「継続」での転帰記載で翌月に初検料・初検時相談支援料の算定はできません「縦覧点検ですぐわかります」「初検料稼ぎ」の疑義となります。**

例：1月10日初診後來院ないが月末の転帰記載は「継続」で、2月4日入院したが月が変わっているので初検料・初検時相談支援料を算定できるか 不可です  
 これは1月10日から計算し暦月として1ヶ月経過していませんので「継続」で月2回初検料・初検時相談支援料を請求していることとなります。

注1)柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項(療養費の支給基準平成30年度版 P106～107)

## 第2 初検料及び初検時相談支援料

- 2 現に施術継続中に他の負傷が発生して初検を行った場合は、それらの負傷に係る初検料は合わせて1回とし、1回目の初検のときに算定するものであること。
- 4 患者が任意に施術を中止し、1月以上経過した後、再び同一の施術所において施術を受けた場合には、その施術が同一負傷に対するものであっても、当該施術は初検として取り扱うこと。 なお、この場合の1月の期間の計算は暦月によること。すなわち、2月10日～3月9日、7月1日～7月31日、9月15日～10月14日等であること。

注2)柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領(療養費の支給基準平成30年度版 P184～185)

### (9)「転帰」欄について

治癒の場合は「治癒」、保険医療機関に引き継いだ場合は「転医」、施術を中止した場合及び他の事情で患者に対する施術を止めた場合は「中止」を○で囲むこと。 施術が継続中の場合は無表示とすること。